

令和2年第5回教育委員会会議

令和2年4月8日

午前 9時29分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 では、ただいまから令和2年第5回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日は、欠席の者はありません。全員出席です。

以上です。

○葛西教育長 傍聴者はおみえですか。

○北川教育総務課主幹 傍聴者は本日はおりません。

2 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、豊田委員と伊藤委員とでお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

3 議事

○葛西教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案1件、協議事項1件、報告事項1件ですが、報告事項、市内市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策については、対応を検討中の事項であるため、非公開で審議する必要があると考えます。

委員の皆さん、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開にて審議いたします。

(1) 議案

議案第14号 専決処分の報告及び承認について

(令和2年4月1日付け市職員の人事異動について)

○葛西教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第14号、専決処分の報告及び承認について(令和2年4月1日付け市職員の人事異動について)の説明をお願いします。

○長谷川教育総務課長 教育総務課、長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

議案第14号、専決処分の報告及び承認についてというところで、令和2年4月1日付けの市職員の人事異動につきまして専決処分の報告及び承認をお願いするものでございます。

この専決処分のところにつきまして若干ご説明をさせていただきますと、教育委員会事務委任規則に基づき、教育委員会事務局内の課長及び幼稚園その他の教育機関の長の任免に関することは教育長に委任できない事項となっております、ただし、緊急やむを得ない場合は専決処分ができるという規定がございます。そのため、4月1日付けの人事異動につきまして、本日ご報告を行いまして承認をいただくということでございます。

では、4ページをお願いいたします。

教育委員会の管理職の配置、また、5ページには、こども未来部より報告をいただいております、幼稚園の園長の配置につきましての資料となっております。教育委員会事務局部分の変更のあった部分をかいつまんでご説明申し上げます。

まず、教育監ですが、廣瀬琢也前教育監が西朝明中学校長へ異動し、高橋啓一指導課長が教育監でございます。

また、田中啓晶政策推進監が政策推進課長へ異動しましたので、推進監に一川香世子。

そして、教育総務課の総務グループリーダー、町田治子ですが、社会福祉協議会へ出向となりまして、後任として井谷英彦。

そして、学校教育課の副参事・課長補佐の稲垣ですが、中央小の校長へ異動し、後任は高橋ですが、管理職ではございませんので、表からは割愛しております。

そして、社会教育・文化財課長ですが、川尻が財政経営部の行財政改革課の課長となりましたので、後任として伊藤早百合。

そして、人権・同和教育課長でございますが、相馬前課長が富田小学校の校長というこ

とで、後任として世古課長。

そして、指導課長ですが、高橋前課長が教育監となりましたので、小林課長が後任でございます。

また、25番の教育支援課の研修・研究グループリーダーの前田グループリーダーが、内部東小学校の校長へ異動し、後任に松坂グループリーダーでございます。

そして、図書館でございますが、副館長村林が副参事ということで、表に記載をしております。

5ページにつきましては、幼稚園長の異動の資料でございますが、説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ここで事務局の自己紹介をお願いしたいと思います。

副教育長からよろしくお願いします。

○松岡副教育長 副教育長の松岡でございます。3年目になります。よろしくお願いいたします。

○高橋教育監 教育監の高橋です。青天の霹靂みたいな部分もありますけれども、頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○一川政策推進監 政策推進監の一川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川教育総務課長 教育総務課長の長谷川でございます。本年もよろしくお願いいたします。

○広瀬教育施設課長 教育施設課長の広瀬です。3年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤社会教育・文化財課長 社会教育・文化財課長の伊藤でございます。以前、博物館でお世話になって、文化会館へ行って、また教育委員会に戻ってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森図書館長 図書館長の大森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬博物館副館長 博物館副館長の廣瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村教育支援課長 教育支援課長の中村でございます。昨年度に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○世古人権・同和教育課長 人権・同和教育課長の世古豊でございます。昨年度は富洲原小学校でしたが、一昨年度は教育支援課でもお世話になっておりました。よろしくお願いいたします。

○小林指導課長 指導課の小林です。1年目です。よろしくお願いいたします。一昨年度は青少年育成室でお世話になっておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○内村学校教育課長 学校教育課長、内村でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

○井谷教育総務課総務グループリーダー 本年度より総務グループリーダーを拝命いたしました井谷といたします。よろしくお願いいたします。

○田中教育総務課政策グループリーダー 政策グループリーダーの田中です。昨年度からです。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育総務課課付主幹 教育総務課政策グループ課付主幹、伊藤知毅です。よろしくお願いいたします。

○岡本教育総務課課付主幹 教育総務課政策グループ課付主幹、岡本浩樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋教育総務課主事 同じく政策グループ、高橋といたします。よろしくお願いいたします。

○北川教育総務課主幹 同じく政策グループ、北川と申します。今年度から参りました。よろしくお願いいたします。

(2) 協議

1 「性に関する指導」ガイドブック(案)について

○葛西教育長 それでは、協議事項に入ります。

協議事項、「性に関する指導」ガイドブック(案)についての説明をお願いします。

○小林指導課長 どうぞよろしくお願いいたします。「性に関する指導」ガイドブックの案についてお伝えさせていただきます。

このガイドブックの策定に当たっては、SNS等を介して性犯罪に巻き込まれてしまったり、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も課題となっていることから、児童生徒を取り巻く社会の環境が大きく変化している。その中で、「性に関する指導の手引き」作成委員会を開きまして、性に関する指導の意識調査、それから、「性に関する指導の手引き」素案、3つ目に、学校における性に関する指導に係る講師一覧についてということ

で協議をしました。

この構成メンバーについては、その資料の一番最後についております、「性に関する指導」ガイドブック作成委員名簿ということで、そこにある1から7の外部からの先生方をはじめ、医療に関する先生、そして、事務局から6名という構成となっております。

そして、この中では、性に関する指導の意義、学校における性に関する指導のポイント、指導計画の作成、それから、家庭、地域社会との連携、性に関する指導、それと、外部講師による授業の実施はどうかというような辺りを検討してこのガイドブックを作り上げることになりました。

この予定としましては、令和2年度は、5月の初めに市内小中学校へ配付を予定しております。5月以降、市内小中学校での実践及びガイドブックをやっていただいて、検証に入っていきたいと考えております。

このガイドブックは、児童生徒が性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応して適切な行動が取れるように指導、援助を行うことが必要ということを考えております。その中で、先ほど構成メンバーもお伝えさせていただきましたが、産婦人科医、それから、助産師の専門家を外部講師として派遣する事業を中心として考えております。

2ページをご覧ください。学習指導要領における位置づけとしましては、児童生徒の実態や課題に応じて教育活動全体を通じた各教科等において関連づけて指導することが性に関する指導となっております。その際には、性に関する指導の内容は、保健体育科はもちろんのことなんですが、家庭科、道徳等の各教科、それから、総合的な学習の時間、特別教科においても、学校全般で行われることが適切と考えております。

3ページをご覧ください。この性に関する指導ポイントとしては、学校における性に関する指導の学習指導要領に基づいて、児童生徒が性に対して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、それから、この指導については、学校全体の教科を通じて指導すること。そして、最後に、児童生徒の発達の段階を踏まえる。それから、共通理解を図る、そして、内容によっては、家庭、地域との連携をしっかりと、こういうような学習を行いますということを発信しながら行うことが、効果的な性に関する指導につながるかと考えております。

5ページをご覧ください。家庭、地域社会との連携についてはそこに書いてあるとおりです。性に関する指導については、先ほど発達差があるというようなことをお伝えさせて

いただきましたが、同じ学年でも個人差があるということから、その個人差を十分に考慮して、児童生徒が自らの課題を解決しようとする学習を展開しながら、発達段階に即した適切な情報を提供しながら行っていくことが大事と考えております。それから、宗教等のこともありますので、そういうことにも配慮しながら支援を進めること。それから、学習指導要領に沿って行うことということで先ほどお伝えさせていただきましたが、そこからちょっと離れるような内容については、事前に学習内容を保護者にしっかりと周知し、理解を得た上で行うということが大切だと考えております。

その中で、一番冒頭にお話しさせていただきました、6ページになりますが、アンケート結果を基に、今後どのような授業を展開すればいいかというような中で、性に関する授業は、医師や外部講師を活用することが効果的と回答している教職員、このアンケートに対して答えている教職員については、中学校が96%、小学校が約82%となっております。そのことから考えて、性に関する授業を行う際には、教育委員会から医師などの外部講師を派遣して授業を行っていくということを基本線に考えております。

1、2、3と、実施2か月前、1か月前、授業後というような展開を考えています。

令和2年度に関しましては、全中学校に2万円、それから、小学校5校についても、まだ決定はしていないのですが、体力向上の指定校等を中心に5校をノミネートして行っていきたいと考えております。

8ページ、9ページを見ていただきますと、産婦人科の川村先生、それから、四日市看護医療大学の二村先生等から、コラムとして、性教育に関するところでこういうことが大事ということをそれぞれの立場から書いていただいているものもあります。

この中で印象的なのは、性教育の最終的な目的は、性の知識を教えることではなく、性を通して人権感覚の備わった人間、対等な人間関係を築くことのできる人間を育てること、それから、産婦人科医としては、望まない妊娠によって引き起こされる悲劇を防ぐことが最重要課題と考えていると。そういう中では、ピルを含めた避妊の方法を教えるということも必要不可欠ということをお伝えいただいております。

また、看護医療大学の二村先生からは、人としての生活を、生きることをお互いに尊重することにつながる教育として大切なことであるということで、性についていろいろな意義もありますが、それらを広く理解して伝えていくことが大事ということがここでは書かれております。

11ページ、12ページをご覧ください。これについては、それぞれの教科でどうい

ことが性教育につながるかということが示されております。

例えば理科ですと、小学校から、人の体の作りと運動、そして、動物の誕生、人の体の作りと働き、そして、中学校においては、いろいろな生命との共通点、生命の連続性、このような辺りも、他の教科と連動させながら性教育に結びつけていくことが大事と考えております。あと、生活科、社会科、それから、家庭科、技術科ということで、それぞれの単元が示されております。

13ページ、14ページも加えて、道徳、そして、総合的な学習の時間、特別活動と連動される単元についてそこに示しております。

15ページ、16ページについては、小、中、高で目標の比較ということで、このような形で連携できたらということを示させていただきました。

以上、性に関する指導ガイドブックの案として提案をさせていただきます。

以上です。

○葛西教育長 今説明しましたけれども、何かご質問があればよろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤委員 今説明いただきましてありがとうございます。ガイドブックを作るということが、その必要性において今非常に大事なんだということを感じていらっしゃる。特に社会情勢の変化であるとか。ただ、小中学校では、性教育は今までもずっと進められてきたと。このガイドブックを作ることに、今求められている性教育というのはどんなものであり、そして、どんな授業や教育活動をしていけばいいのかとか、また、それを実践していくための例えば取り組み方、例えば1つの学校がどのように取り組んでいくのかということ具体的なイメージを持って分かるようにしていくというコンセプトではないかなと私は思うんですけども、その点は、内容については後でまた話をお聞きしたいこともあるんですが、この作成委員のメンバーの方々の中であるとか、また、教育委員会事務局としてのその考え方みたいなものをどのように考えていらっしゃるのかというのは、ちょっと気になりましたので聞かせていただきました。

○高橋教育監 まず、どんな教育活動で、どのように具体的に実践していく取組であるかということなんですけれども、実際、四日市は、性に関する指導について、外部指導者の活用は、中学校は全ての学校でしております。ここに登場する川村先生であったりとか、それから、NPO法人みつくみえというところの方であったりとか、それから、保健予防課の方であったりとか。やはり、学習指導要領に示されていない部分というのは、先ほどの

経緯の中でも、SNSを介して性被害に遭ったりとか、それから、見知らぬ男性と出会う望まない妊娠をすとか、そういうようなことは今後予想もされますし、それに近いような状況も生まれてきています。

そんな中で、やはり、もちろんもう四日市は実践していますので、特に、授業というだけではなくて、体育教師あるいは担任教諭というだけではなくて、養護教諭と連携をして、事前に保健便りを発行したりとか、そういう取組は大いにされているところです。そこで保護者の方にも理解を得て、さらに、保護者とともに講演会を聞いたりとか授業をしたりとかというような、それから、事後指導、それと個別の指導というようなところで取り組んでいる。そういう事例を、今後は、やはり何らかの形で事例的なものを、例示ですね、そういうものも作っていく。それから、もう1つは、じゃ、中学校になってからでいいのかということではなくて、やはり小学校の段階から、やっぱり発達も早くなってきていますし、SNSを介してとか、それから、行方不明じゃないですけども、家出してしまうとか、そういう子どもも増えてきていますので、もうこれは中学校だけの問題ではなくて、小学校にも関わってくると思いますので、そういうところも今後は見据えて取組を進めていかなければならないと考えています。

○葛西教育長 まず、どんな教育というのは、ここにまとめていただいております。3ページに、学校における性に関する指導のポイントということで、1つは、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れることを目的とする。2つ目に、性に関する指導は人間教育であり人権教育であるという考え方を全ての教職員がきちっと持つ。まずこれが一番大事で、そのことをこのガイドブック案ではきちっとここに書いていくということで1つ大きな意味があると思います。

それは、そういう意味から、8ページのコラムで、いなべ総合病院の産婦人科の川村真奈美先生の文章の3段落目で、性教育の最終的な目的は、性の知識を教えることではなく、性を通して人権感覚の備わった人間、対等な人間関係を築くことのできる人間を育てることです。これはゴシックで書いてもらってありますけれども、やっぱりこういう考え方をしっかり持たせていく。そして、また、9ページの四日市看護医療大学の二村先生の1段落目の一番最後の文で、性とは、女性及びその家族が健康で幸せに生きていくための学び、自分を知り、人との違いを知り、お互いに尊重していけるようにすることと考えておりますと書かれていますけれども、やはりこういう考え方をしっかり先生方にはまず持っていていただくということが1つ。

それから、10ページ以降に、学習指導要領における性に関する指導の取扱い、これらについてきちっとそれらをここで見ていく。それから、さらに、15ページ、16ページでは、小、中、高の系統性、それらも押さえながらやっていくという、全体像をやはりしつかりとここでお示しさせていただいた。

それから、3点目ですけれども、やはり、特に5ページの3、性に関する指導を進める上での留意点がありまして、そこが一番下、学習指導要領に示されていない内容に触れる場合は、事前に学習内容を保護者に周知し、理解を得た上で行うことや、事後に通信等で保護者への啓発を行う等児童生徒の実情に応じて十分に検討し、慎重に扱う指導がありますという記述がある。そして、6ページ以降の外部講師による授業の実施という、これらをセットにして、外部講師の授業の実施が大事なところであるということを教育委員会の中ではポイントにしてこれを作成してきたという経緯があります。

○伊藤委員 今、教育監であり、教育長からお話ししていただきましたように、基礎的なことはこれでポイントを押さえてあるんだらうなということはあるんですが、ガイドブックという作り方でいうと、例えば、問題解決能力向上のガイドブックがありますけれども、この場合は、やはり、基礎的な考え方と実践をどうしていくかということのを例をかなり入れながら作ってあって、手に取った学校の先生、いわゆる現場の先生が、これをこうしていけばいい、いわゆる手引きになるというものがないと、なかなか実践に反映されていないのではないかというところも感じるんですね。

そういったことでいうと、基本はこういったことで大事なポイントは分かったと。それを、じゃ、具体的にやっついこうとしたときにどんなイメージを持てるのかというところで、自分はちょっと読ませてもらったら、ちょっとまだ先生方が、また、学校全体がかなり勉強しないと難しいのではないかと。

カリキュラムマネジメントということを今回かなり前面に出してみえる。これは性教育だけではないんでしょうけれども、性教育は、非常にそういう意味ではその典型例になるかのような内容だと思うんです。ですから、そのことをうまく使いながら、3ページに挙げてもらっているような、発達の段階を踏まえるということが具体的にはどういうことなのかという内容的な面であったり、共通理解を学校全体で図りながら、学校全体で進めるんだという進め方。また、こういうことを経ながらこれが実現できるんだというようなこととか、家庭、地域との連携は、次のところにもかなり書き込んでもらってあると思うんです。集団指導と個別指導の連携も、特に中学校なんかはこの辺りが大事になる部分もあ

るかも分かりませんが、この辺りのイメージも、右側に、4ページにも書いてもらってありますけれども、そういうことをもう少しイメージできるような内容を突っ込んでいかないと難しいのではないのかなと。

教育監が、今後、実践例であるとか具体例も入れながら、これがほんとうの意味で実があるようにしていきたいという、全く私もそう思いますので、その点は、今後、これを出したからこの教育が進むというわけにはなかなかいかないなというところもあるので、実際に学校でこれがしっかり行われるという方向への働きかけであるとか、第2弾、第3弾といいますか、そういうことも考えて、視野に入れながら進めていく必要があるのかなと思いました。

○葛西教育長 豊田委員、どうでしょうか。

○豊田委員 私も、今伊藤委員が言われたように、ちょっとこれを最初ぱーっと読ませていただいたときに、ガイドブックと書いてあるけど、結局ちょっとぼやけていて、言われることはごもつともだけど、自分がもしこれを見て展開しようとしたときに、どう進めたらいいのかよく分からないなというところがあって、読み方にもよるかと思うんですけど、例えば、外部講師を派遣してほしいという結果がたくさんあった。だからそういう派遣の方法もありますよというけど、何となく外部講師に委託していくのかなみたいな形に見えたりとか、それから、多分、個の指導とか相談という、近いところは養護の先生になったりするかなと思うけど、そこがちょっと見えにくい感じで、養護の先生の立ち位置って、特に性教育であったりとか体に関する悩みであったりとかというのは、たくさんの子どもたちからとか、お持ちだと思うんですけど、それをふだんの授業の中にどうするかという連携のところが、ミーティングを行うという一言でぱっと書いてあるんですけど、多分、養護の先生にしたら、個別に聞いたことをどこまでこの先生に出そうかとかという悩みで、結構繊細なところになると、やっぱりカウンセラーとの関係とかもあったりするかなとも思いますし、外部のドクターとか、それから、うちの教員とか学校、人権教育なんだと言っているけど、内容を見ると、やっぱり、性のほんとうに生殖に近いようなところがちょっと強調されているようにも見えなくもなかったりとかというのがありますし、それから、5ページとかに、性的指向、性自認、宗教等に配慮しと書いてあって、これもものすごく大事なことだと思うんですけど、自分がもし担当したら、これはどうやって配慮したらいいんだろうというのが悩ましいところかなと、それぞれのことはなかなか分からないけど配慮をする。全体教育なので難しいとは思いますが、ちょっと戸惑ったり

するかなというので、もう少し、やっぱりなかなか、例えば、雄しべと雌しべの話はわりとすらっとできて、それが人になるとやりにくかったりというのは、何となく感じるの、その中で結びつきであったりとか、それから、今、テレビとかで、やっぱり中高生になると、性的マイノリティのこととかが結構あると情報を持っていると思うし、自分もそうだろうかと考えることもあったりするのかなと思うと、そのほんとうにここの配慮をしながら小さい子どもたちから話をしていくときに、ちょっとこれをもらっただけでは厳しいかなというのを思いました。方針としてはこういう方針でいくんだというのがあったても、もう少しやっぱり、伊藤委員が言われたみたいに、もうちょっとのところがまた今後入れていただけると使いやすいかなと思います。

○高橋教育監 まず、このガイドブックを作ることについては、都道府県あるいは市町村でガイドブックとか方針とか、それから、手引きといわれるものを作っているのは全国でもほとんどなくて、東京都のをまず参考にしました。東京都は、昨年度から検討委員会を立ち上げて、今、協議をして、途中の報告も読んでいると、大分踏み込んだ、今豊田委員がおっしゃられたような内容まで踏み込んできています。ただ、四日市として、今おっしゃられたように、まだまだこのガイドブック、ここにガイドブックとつけるかどうかというの、この言葉も非常に悩んだんですね。考え方とかいろいろあったんですが、やっぱり、ガイドブックとつけることによって、今後、これをもうちょっとブラッシュアップしていくという。

それから、先ほどLGBTのこともおっしゃられて、そのところは川村先生からもご意見をいただいたところなんです。8ページなんですけれども、3段落目の後半ですね、括弧でLGBTQと書かれている。こういうような人たちの人権が守られていくということも、この性に関する指導のことなんやと。これ、Qというのが出てきたので何のことかなと思って。クエスチョニングというんですね、これ。自分の性別が分からない人。まだこの後に、川村先生はIAとかと言っていたんですけども、男性の体はしているけれども卵巣を持っているという方とか、全然人の性という形で愛することができない人であったりとか、ほんとうにこのLGBTの中にまとめられてしまうというのは、自分らも、これ、LGBTQって、これ、間違い、何かついているのかなと思ったんですけども、やっぱりそういうところも含めて、ほんとうに人を愛するというか、豊かな心で豊かな生活を送っていくというところにもつながっていくとは思っていますので、この中でどこまでそれを表現するかというか、書いていくかということについては、今後も検討していきたいと

考えています。ありがとうございます。

○葛西教育長 鈴木委員、どうでしょうか。

○鈴木委員 最初、これを頂いたときに、もうこういうこともしていただけるんやなということで、保護者としては、やっぱり、性に関することはなかなか子どもと話をする機会というのがあまりなくて、どう話したらいいとか、変な話、もう事件が起きたとか不都合が起きたというときに初めて分かるということが非常に多いみたいなので、もう、それこそ小学校の頃から少しずつ教科も含めてしていただいて、保護者と、ほんとうは常に話をできたら一番いいとは思いますが、それがなかなかやっぱりできていないというのがいろんな面からも見て取れますので、きっかけを作っていただいて、子どもと話す機会が増えるということは抑止力にもなると思うので、そういうところをやっぱりこれからどんどん話を進めていっていただいて具体的にしていいただければ、保護者も分かりやすく、入りやすく、あと、しゃべれる機会ができるかなというのはすごく思います。小学校の頃だとちょっと話ができて、中学校になると、またさらに話がしにくくなりますね。同性同士だったらいいのかなと思ってしゃべるときもあるんですけども、やっぱり、異性同士、息子になったりとかすると、私もちょっと躊躇しますし、どこまで知っているのかなとか、そういうことをやっぱりまともに聞くということができないので、何かやっぱりきっかけがあって話をする機会があれば、保護者としてもすごくありがたいなということは思います。

ぜひとも進めていただいて、保護者にも分かるように、子どもにも分かるようにしていただけるとすごくいいなと思います。

以上です。

○葛西教育長 ありがとうございます。これは性に関する指導ガイドブック、案ですけども、まずここでは、性に関する指導の考え方というものが、これを読む限りそれはきっちり書かれてあると。ただ、今後、それこそ具体的な内容、あるいはイメージを持つまでにはまだこれからもしっかりとやっていく必要があるというご意見だったと思いますし、それから、様々に考えていかなきゃならない点もやっぱりあるというご提案をいただいたのかなと思います。

これは、改めて、今日いただいた意見を整理させていただきまして、そのポイントを見て、そして、実際に学校で、これはもうやりながら進めていくわけですので、今年も当然やっていくわけですので、やりながら、今いただいたような点について、それぞれの学校

はどういうことを考えながらやっていくのかということをごちからからも働きかけをして、そして、それらをまたこちらへ取り込んで、そして、整理し、具体例があれば具体例をつけていくという。一方では、さらに先進的なところの資料も参考にしながら、さらにこれの厚みを増していくという作業になってくるのかなという、現段階の整理ではそういうところになるのかなと思うんですけども。

○**豊田委員** 素朴な質問をしてもいいですか。

こういうことは、幾ら教師という役割を持っていてもちょっと話しにくいことはやっぱりあると思うんですけど、例えば、職員室とかでミーティングとかそういうのではわりとオープンに話す、これを話そうと思えばということになるのか分からないけど、話せるんですかね、授業展開とかこういう事例がというのは。そこの雰囲気も、ひよっとしたら授業展開をしていくときに影響があるのかなと思ったりしたんですけど。

○**伊藤委員** それはとても大事なことやと思うんですけど、できないと……。

○**豊田委員** 困りますよね。

○**伊藤委員** はい。学校全体で進めるという意味では。

○**豊田委員** こういう指導方法がというというのはそうですけど、この中のそういうのが、若い先生もベテランの先生も、そこがそれこそフラットに話せる雰囲気があるかないかで変わってくるのかなとか。

○**渡邊委員** 担任の先生なんかがよく生徒のことを見ていて、ちょっとというのは、そういうのをやっぱり気づく感度が非常に大事なので、そういう具体的なことについて、限られた先生だけではなかなか、知識も十分じゃない、物の言い方も不十分でしょうから、相談し合うというような雰囲気が非常に私は大事だと思いますね。

それともう1つ、SNSね。これの扱いというものも、我々大人以上に子どもたちは、今の子は進んでいますから。そこらは、小学校のもう6年生ぐらいなると、ほとんどみんないろいろと自由自在に使いますからね。だから、怖いなという気は私も感じますね。そこら、学校の先生たちの感度を養ってもらうことは非常に大事やと思いますね。

○**高橋教育監** やっぱり、性に関する指導を進める上では、命を大切にす教育という部分で言い換えられる部分が多いと思うんですけども、やはり、特に中学校の場合は、保健体育の先生がするのは保健分野であったりとか領域であったりとかという部分になるんですけども、どちらかという総合的な学習の時間で扱うということになると、やっぱり、担任と養護教諭と外部講師というセットになりますので、そういう場合に、やはり学

年間での共通理解というものは図っていく。こういうことは非常に大事ですし、次に、外部講師がおるときとか、養護教諭は1人ですので、いないときにやはり授業も進めなくてはなりませんので、そういうところは共通理解を図りながら、極端なことを言うと、自分もそうだったんですけど、悩みながらやっていますので、そこはどうやってこういう時に子どもたちに返していくかとか、こういうことがあったときはどうやって個別の案件に持っていくかということがあるんですけども、そのときの切替えの仕方はどうやってしていくかとか、そういうような部分もやっぱり話し合っていかななくてはならないというか、話し合っているけれども、そういうところも今後大事にしていかなあかんと思います。

それから、SNSについては、ほんとうに今後その使い方とともに、犯罪に巻き込まれないというか、自分の体も大事にするとか、それから、相手も大切にするという思いでSNSをふだんから使っていく。そういうようなことが大事になってくると思いますので、そういうことにつながらないような指導も、併せて取組を進めていきたいと考えています。

○葛西教育長 これはまた時期を見て、この実践の積上げ、あるいは整理についてご報告をさせていただいて、ご意見も頂戴したいと思います。

(3) 報告

1 市内市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

○葛西教育長 それでは、非公開の案件に入ります。

これより、さきにお諮りしました非公開の案件に入ります。傍聴の方はお見えになりませんね。

それでは、報告事項、市内市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策についての説明をお願いします。